

神戸港における空コンテナ回送拠点誘致事業 補助金交付要綱

令和元年 7 月 17 日 副市長決定

令和 7 年 4 月 1 日 改正

この要綱は、「神戸港における空コンテナ回送拠点誘致事業」にかかる補助金について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（目的）

第 1 条 この補助金は、神戸港における空コンテナの回送拠点の誘致を促進することで、神戸港の港勢拡大を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 補助事業の対象となる者は、外航コンテナ船社またはその日本代理店とする。

（対象事業）

第 3 条 補助金交付の対象となる事業は、国内外を問わず、ある港から別の港への空コンテナの回送を神戸港経由で行うものとする。ただし、外国港から外国港への回送においては、アジア域内の港間の回送を神戸港経由で行うものに限る。

2 補助金の交付を受けるにあたっては、第 5 条に掲げる補助対象期間中に、前項に規定する空コンテナの回送を 300TEU 以上行うことを要する。

（補助金の額）

第 4 条 TEU 単価は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 神戸港で輸入したのち国内港へ移出した実入りコンテナにおいて、デバンニング後、当該国内港から空コンテナとして神戸港経由で国内外の港へ輸移出する一連の輸送を行う場合 1 TEU あたり 10,000 円

イ 国内外の港から神戸港経由で国内港に移出した空コンテナにおいて、バンニング後、当該国内港から実入りコンテナとして神戸港経由で外国港へ輸出する一連の輸送を行う場合 1 TEU あたり 10,000 円

ウ アまたはイのいずれにも該当せず、空コンテナを国内外の港から輸移入し、神戸港経由で国内外の港へ輸移出する場合 1 TEU あたり 3,000 円

2 補助金の額は、1 事業者あたり 1 億円を限度とする。

3 第 1 項に規定する TEU 単価に、第 7 条により提出された月報に基づき確認した実績 TEU 数を乗じて得た額を TEU 単価による算出額とし、前項による 1 事業者あたりの限度額と

TEU 単価による算出額を比べ、低い方を交付予定額とする。

- 4 前項による各申請予定者の交付予定額の総額が当該年度の本事業にかかる予算額を超えるときは、各申請予定者の TEU 単価による算出額に応じて、予算額を按分し、当該予算按分額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。この場合においては、第 2 項による 1 事業者あたりの限度額と予算按分額を比べ、低い方を交付予定額とする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助対象期間は、空コンテナにおける神戸港での積み替え前（輸移入側）の船舶入港日を当該年度の 4 月 1 日以降、積み替え後（輸移出側）の船舶入港日を 12 月末日までとする。

- 2 前項の補助対象コンテナのうち、12 月の月報提出時まで、第 4 条第 1 項イに該当することが判明した場合、第 4 条第 1 項イの補助対象に含めることができる。

(エントリーシートの提出)

第 6 条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請予定者」という。）は、補助金エントリーシート（様式第 1 号）を当該年度の 6 月末日までに市長に提出しなければならない。

(月報の提出)

第 7 条 前条のエントリーシートを提出した申請予定者は、補助事業の遂行の状況に関する月次報告（以下「月報」という。）として、コンテナ明細（様式第 7 号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を対象月の翌々月末日までに提出しなければならない。

- 2 市長は月報の内容を審査するため、次に掲げる根拠資料の提出を申請予定者に求めるものとする。

ア 補助対象となる空コンテナを神戸港経由で回送したことが確認できる書類

イ 第 4 条第 1 項第 2 号アまたはイに該当する場合は、補助対象となる実入りコンテナを神戸港経由で輸移入または輸移出したことが確認できる書類

- 3 申請予定者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(交付予定額の通知)

第 8 条 市長は、前条により提出された月報を審査したうえで、第 4 条の規定に基づき交付予定額を決定し、補助金交付予定額通知書（様式第 2 号）により申請予定者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の通知を受けて補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金規則第5条第1項に基づき、次に掲げる書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

ア 補助金交付申請書(様式第3号)

イ コンテナ明細(様式第7号またはこれと同等の内容を記載した任意の様式)

(交付の決定及び交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定及び補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第5号)をもって申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 市長は、前条第1項の通知を行つた申請者(以下「補助事業者」という。)に、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施に係る関係書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。